特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
22	奄美市 評価書	重度障害者日常生活用具給付事務	基礎項目		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、重度障害者日常生活用具給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

重度障害者日常生活用具給付事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に 情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和6年12月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称 重度障害者日常生活用具給付事務				
	日常生活の便宜を図り重度障害者等の福祉の増進に資するため、当該重度障害者に対して日常生活 用具の給付又は貸与を行っている。			
②事務の概要	主に以下の事務を行う。 ①重度障害者日常生活用具給付事務の申請、審査、変更、廃止、取消し、決定事務 ②重度障害者日常生活用具給付事務の決定通知 ③重度障害者日常生活用具給付事務の給付又は貸与			
③システムの名称 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ				
2 特定個人情報ファイルタ				

2. 特定個人情報ファイル名

重度障害者日常生活用具給付事務受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条 第1項及び同条例別表第1 第12の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ·番号法第19条第9号	
	(情報提供)なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

電美市情報公開・個人情報保護担当13 まず先894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号15 間合せ先電話番号 0997-52-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	奄美市情報公開・個人情報保護担当
連絡先	894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号
	問合せ先電話番号 0997-52-1111

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年12月2日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年12月2日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点 3)基礎項目評価書及び全項 は全項目評価書において、リスク対象	頁目評価書
2. 特定個人情報の入手(1	情報提供ネットワークシ	ステムを通じた入っ	₣を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット!	フークシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]扱	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		人確認を原則と	、一登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人か し、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・ ている。		

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務 取扱者への適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報-5. 評価実施 機関における担当部署-②所 属長	福祉政策課長 上野 和夫	福祉政策課長 石神 康郎	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠		・番号法第9条第2項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27 号)第4条第1項及び同条例別表第1 第12の項	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報-4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	[〇]提供・移転しない	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[〇]接続しない(提供)	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[〇] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長 石神 康郎	福祉政策課長	事後	様式変更に対応
	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第12の項	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2第10の項・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1第12の項	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第12の項(情報提供)なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27 号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項 ・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27	(情報照会) ・番号法第19条第9号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第12の項(情報提供)なし	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日		(情報照会) ・番号法第19条第9号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第12の項(情報提供)なし	(情報照会) ・番号法第19条第9号 (情報提供) なし	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	IV-8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時に は本人からのマイナンバー取得と本人確認を原 則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は 氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行う ことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	_	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事 務に従事する職員等に対し、教育研修の実施 及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの